

## スクール・ポリシーの策定及び運用に係る方向性について

### 【議論の視点】

「新時代に対応した高等学校教育の在り方（これまでの議論を踏まえた論点整理）」においてスクール・ポリシーの策定及び公表の方向性が示されたが、第 10 回 WG（8 月 19 日開催）での議論も踏まえ、スクール・ポリシーを起点として組織的かつ計画的に各種の教育活動の改善に繋げていくために、各高等学校においてスクール・ポリシーを策定及び運用するに当たり、具体的にどのような点に留意する必要があるか。

### 1. 総論

#### （策定の意義）

- スクール・ポリシーの前提となるスクール・ミッションについては、「論点整理」において示されたとおり、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、各学校の設置者が、各学校その他関係者と連携しつつ、在籍する生徒の状況や意向、期待に加え、学校の歴史、現在の社会や地域の実情を踏まえて、また、20 年後・30 年後の社会像・地域像を見据えて、各学校の存在意義や各学校に期待されている社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義するものである。
- また、各高等学校においては、教育目標において育成する資質・能力を明確化する必要がある。新しい高等学校学習指導要領において、各学校の教育目標を明確に設定することが新たに定められ、高等学校学習指導要領解説総則編第 2 章第 2 節 1「各学校の教育目標と教育課程の編成」において「法令や教育委員会の規則、方針等を踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態を的確に把握し、第 1 章総則第 1 款 3 に基づき、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明らかにしながら、そうした実態やねらいを十分反映した具体性のある教育目標を設定することが必要である」とされている。
- これらを踏まえ、スクール・ミッションや学校教育目標の達成に向けて、「入口」から「出口」までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、また、継続性のある教育活動を担保するために、3 つのスクール・ポリシーを定めて、スクール・ポリシーを起点として組織的かつ計画的に学習者重視の立場から各種の教育活動の改善を図ることが求められる。
- その際、スクール・ポリシーの策定や一度策定した内容を固守することが目的化するものとなってはいけない。スクール・ポリシーが形骸化することなく、これを起点としたカリキュラム・マネジメントが適切に行われ、教育課程や個々の授業、入学者

選抜の在り方等に関する不断の改善という形で具現化され、生徒をはじめとする高等学校内外の関係者にとって有意義な取組となる必要があることは論を俟たない。

- スクール・ポリシーの策定が義務化された場合であっても、その内容や運用方法を決定するのはほかならぬ高等学校であり、学校の自律性と相反するものではない点に留意が必要である。また、後述するようにスクール・ポリシーは全教職員が参画して策定されるものであり、学校ないし学科全体として統一感のある一貫した方針の基に個々の教師の創意工夫を生かした指導が行われることが望まれる。

#### (スクール・ポリシーの内容)

- スクール・ポリシーの策定単位については、各学科・課程を策定単位とすることを基本とするものであるが、学科・課程ごとのスクール・ポリシーに加えて学校全体に共通したスクール・ポリシーを作成することによって学校としての一体感や特色・魅力を示すことも考えられるのではないか。また、一つの学科・課程にも、その能力・適性、興味・関心などの特性が様々である生徒が所属しているのであり、過度に画一的な資質・能力を追求するようなスクール・ポリシーはかえって生徒の特性に応じた個別最適な学びを阻害するものになりかねず、スクール・ポリシーの内容や運用には一定の柔軟性を持たせる必要があるのではないか。
- スクール・ポリシーは教育活動の実施・改善の方針となるのみならず、後述するとおり生徒や学校外の関係者に対しても意義を持つものであるため、その内容及び表現をいたずらに専門的なものとせず、生徒及び関係者に対して分かりやすく親しみやすい、また、生徒や入学希望者の学習意欲を喚起し、将来に対する展望を持ちやすいものとする必要があるのではないか。<sup>1</sup>
- スクール・ポリシーは各高等学校の特色化・魅力化の施策の一環として行われることを踏まえれば、その内容は総花的なものとするのではなく、真にその高等学校の特色を表す指針として設定することが必要ではないか。
- スクール・ポリシーの公表については、各高等学校のホームページ等を活用することによって関係者が容易に閲覧できる方法をとるとともに、学校教育活動の中でも様々な機会を捉まえて生徒がスクール・ポリシーに触れる工夫が適当ではないか。

---

<sup>1</sup> スクール・ポリシーを検討するに当たっては、先行事例を参照することも有用である。例えば、長野県では全ての公立高等学校において「3つの方針」（生徒育成方針、教育課程編成・実施方針、生徒募集方針）を定め、それらを「グランドデザイン」として1枚の概念図にまとめて公表している。また、大阪府では「大阪府公立高等学校等アドミッションポリシー（求める生徒像）並びに学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」において各学校のアドミッション・ポリシーを公表し、入学者選抜での活用について示している。

### (策定のプロセス)

- スクール・ポリシーの前提となるスクール・ミッションを策定するに当たっては、各学校のこれまでの取組や現状、地域の現状や将来像等を踏まえた検討を各学校その他関係者と連携して行う必要がある、その策定には一定の期間を要することも想定される。したがって、スクール・ミッションの策定後に検討されるスクール・ポリシーが全ての高等学校で策定・公表されるまでには、さらに一定の準備期間を考慮する必要があるのではないか。
- スクール・ポリシーが、スクール・ミッション及び学校教育目標を実現するために必要な教育活動の方針であることを踏まえれば、各高等学校においては、最初に学校教育活動を通じてどのような資質・能力を育むことを目指すのか(グラデュエーション・ポリシー)が明らかにされ、そのために求められる教育課程を編成・実施するための方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、最後に教育活動に沿って学ぶ生徒像(アドミッション・ポリシー)について明らかにするという順序で検討されるのではないか。
- スクール・ポリシーを起点とした教育活動の改善が、個々の授業レベルから学年レベル、教科レベル、学校全体レベルで進められるためには、一部の教職員だけでスクール・ポリシーを策定するのではなく、校長がリーダーシップを発揮しながら、全教職員が責任を持って参画し、組織的かつ主体的に策定を進めるというプロセスが重要である。
- 「論点整理」において示されたとおり、スクール・ポリシーの策定に当たっては学習者重視の立場に立つことが重要であり、また、「社会に開かれた教育課程」の実現のためにも、学校や地域の実情等を踏まえて、在籍する生徒や学校外の関係者も参画して検討を進めることも重要である。スクール・ポリシーの策定段階から関係者が関与することによって、「自分たちの高等学校」であるという当事者意識が関係者の中で醸成され、高等学校と関係機関とが連携・協働して取組が一層進むことが期待される。
- 私立高等学校を中心に、既に明文化された建学の精神や校訓に基づく教育活動を展開している高等学校についても、時代の趨勢に応じて教育理念を検討し、見直している例が見受けられる。特に歴史ある高等学校においては、学校創設時には予想されていなかったであろう事象が現代社会においては生じており、今後もその変化の度合いは大きくなっていくことが想定されることを踏まえれば、学校創設時の建学の精神や校訓の意義を再確認したり、それらに新たな解釈を加えたり、それらを基盤としながらも現代社会の有り様を踏まえて再構築したりして、スクール・ミッションやスクール・ポリシーを検討していくことが重要ではないか。

○ 各高等学校におけるスクール・ポリシーの策定手順については、各学校の置かれた事情を踏まえながら、その実態に即して考えられるべきものだが、一例としては以下のような手順が考えられるのではないか。なお、以下の手順はあくまでも例示であり、必ずしも全ての高等学校でこのとおりに行われる必要はなく、各学校の実情に応じて適当な手順によって進められるべきものである。

(1) スクール・ポリシー策定の中心となる組織の特定

- ・スクール・ポリシーの策定に当たっては校長がリーダーシップを発揮することが重要であり、組織的に対応していくことが求められる。スクール・ポリシーを策定することのみを目的として校内組織を立ち上げることは必ずしも要せず、既に置かれている校内組織の活用や、既存の校内組織の見直しを行いながら検討を進めることが想定される。

(2) スクール・ポリシー策定に係るプロセス及びスケジュールの確定

- ・策定の中心となる組織を特定した後は、学校内外の調整を含めてどういった工程で策定・公表までの検討作業を進めるのかについて具体的に決めることが必要である。

(3) スクール・ポリシー策定に当たって踏まえるべき情報の整理

- ・教育基本法や学校教育法、学習指導要領等の関係法令、スクール・ミッション、学校教育目標、これまでの当該高等学校における取組、生徒の状況や進路希望、地域の実情等を整理し、教職員間で共有する。
- ・生徒の状況や地域の実情等については、生徒を対象としたアンケートや保護者アンケート、学校運営協議会の場でのやり取り等を通じて既に入手・整理されているものも含まれる。

(4) スクール・ポリシーの案の作成及び教職員間での協議

- ・整理された関係情報を踏まえて、校内組織においてグラデュエーション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの順に案を作成する（各ポリシーの内容については後述）。
- ・校内組織において作成された案を基に、職員会議等を活用して全教職員が参画可能な形で精査を行う。

(5) 生徒や学校外の関係者との対話

- ・ホームルーム活動や生徒会活動等の機会を捉まえて、学校教育の中心である生徒に対してスクール・ポリシーの案を提示し、生徒が自らの学校生活を振り返るとともに、学校生活を通じて身に付けたい資質・能力について主体的に考える機会を設ける。
- ・学校運営協議会等の組織において、地域住民や保護者等の学校外の関係者に対してスクール・ポリシーの案を示し、地域社会から学校に対する期待することや、学校教育活動を推進する上でどんな協働が可能かなどについて話し合う機

会を設ける。

- ・必要に応じて、生徒や学校外の関係者との協議を複数回重ねても良い。

#### (6) スクール・ポリシーの決定

- ・生徒や学校外の関係者から聴取した意見を踏まえて、校内組織で再検討を加えた上で、最終的に校長がスクール・ポリシーを決定する。

## 2. グラデュエーション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについて

### ○グラデュエーション・ポリシー

：各学校のスクール・ミッションに基づき、学校教育活動を通じてどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針。

### ○カリキュラム・ポリシー

：グラデュエーション・ポリシー達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針となるもの。

### (2つのポリシーの関係性)

- グラデュエーション・ポリシーは当該高等学校においてどのような資質・能力を育成するかを具体的に示すものであり、カリキュラム・ポリシーはその資質・能力の育成に向けた具体的な教育課程の編成・実施等の方針を示すものである。「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日中央教育審議会答申)において、「何ができるようになるのか」という観点から育成を目指す資質・能力を整理した上で、その資質・能力を育成するために「何を学ぶか」、その内容を「どのように学ぶか」という子供たちの具体的な学びの姿を考えながら学習指導要領を構成していく必要があると提言<sup>2</sup>していることを踏まえ、「何ができるようになるのか」を定めるグラデュエーション・ポリシーと、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を定めるカリキュラム・ポリシーの策定及び運用に当たっては、その一体性・整合性に特に留意する必要がある。

なお、グラデュエーション・ポリシーにおいては、教科教育を通じて「何ができる

<sup>2</sup> 同答申においては新しい学習指導要領等に向けて、①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)、②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)、③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)、④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)、⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)、⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)の6点に沿って改善すべき事項をまとめ、枠組みを考えていくことが必要になると提言している。

ようになるのか」ということにとどまらず、各高等学校における教育の総体としてどのような資質・能力が育まれるかという観点から捉えられるべきである。

#### (策定の意義・効果)

- 在籍する生徒においては、グラデュエーション・ポリシーに表された資質・能力を身に付けることを高等学校生活の目標の一つとして理解し、また、カリキュラム・ポリシーの内容を踏まえて卒業までの学習の道筋を捉えることにより、卒業時の望まれる姿から逆算して、自覚的に日々の授業等に取り組んだり、主体的・自律的な科目選択を行ったりすることが期待されるのではないか。  
また、グラデュエーション・ポリシーに表された資質・能力を一つの尺度として用いることにより、後述するキャリア・パスポート等を活用しながらその時点での自らの立ち位置を省みることや、高等学校の「出口」である大学入学者選抜（特に総合型選抜や学校推薦型選抜）や就職活動において自身の資質・能力を説明することが可能となるのではないか。
- 学校及び教職員においては、グラデュエーション・ポリシーに表された資質・能力を育成することを日々の教育活動の最終的な目標とし、また、カリキュラム・ポリシーに基づいて学校の教育課程全体の体系化やその中での各教科・科目等の意味付けを行うことにより、年間指導計画の策定や個々の授業の実施・改善や学習評価・学校評価を行う際の基準として活用されるのではないか。
- 学校の設置者においては、グラデュエーション・ポリシーに示された目標の達成度合いやカリキュラム・ポリシーに基づく教育活動の実施状況を踏まえて、予算・人事上の措置や指導主事の派遣などの当該高等学校に対する適切な支援を行うことが求められるのではないか。
- 入学希望者やその保護者にとっては、当該高等学校における卒業時の姿や教育活動の基本的な指針が明確化されることにより、学校選択時の参考情報とされ、主体的・自律的な学校選択にも資するものとして期待されるのではないか。また、中学校の教職員にとっても、生徒の進路指導に当たる上で参照されるべき情報となるのではないか。
- また、「社会に開かれた教育課程」の実現が目指される中であっては、地域住民、地元自治体、高等教育機関、企業や産業界、関係団体等の関係者に対して当該高等学校が育成を目指す資質・能力や、その達成に向けた教育内容に関する方針が共有されることにより、相互のコミュニケーションが円滑になり、関係機関との連携・協働の促進が期待されるのではないか。

### (教育活動の実施・改善としての具現化)

- グラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは学校のビジョンの中核をなすものであり、これらを指針として、当該学校の組織体制の整備・運用や、人的・物的資源のマネジメント、関係機関との連携・協働を行うことが求められる。グラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく教育活動をどのような組織体制等によって実行していくかについてのビジョンを学校外の関係者とも共有することが重要ではないか。
  
- グラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、授業、学校行事、学級経営、キャリア教育・進路指導等という形で具現化される必要がある。そのためには、各学校の実態を踏まえながら、例えば以下のような方策をとることが考えられるのではないか。なお、以下の方策はあくまでも例示であり、各高等学校の主体性や戦略に基づいて取捨選択されたり、他の方策が考案されたりするべきものである。
  - ・各教科・科目や総合的な探究の時間、特別活動、キャリア教育等の全体計画、年間指導計画、単元指導計画、学級経営案や学年経営案において、グラデュエーション・ポリシーと連動した目標（資質・能力）が設定されること。
  - ・各教科・科目等の年間指導計画、単元指導計画等において、カリキュラム・ポリシーとどのように整合しているかを意識した計画が立てられること。
  - ・生徒がキャリア・パスポート等を活用して自らの学習履歴を振り返って省察する際に、自らがどのように成長してきたのかを把握し、自己理解を深め、将来の見通しを持つことを目的としてグラデュエーション・ポリシーを意識させるような指導を行うこと。
  - ・授業研究を行う場合、その研究主題をグラデュエーション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと関連付けて設定すること。
  - ・生徒に浸透させるという観点からは、入学式や始業式等の機会を捉えて、意識的にグラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと関連付けた講話や指導を行うこと。
  - ・全ての教職員がスクール・ポリシーに関する認識を共有し、連携して質の高い教育に取り組むため、当該高等学校に着任した教職員に対する研修等の機会を捉えて、スクール・ポリシーやその背景にある考え方について触れる機会を設けること。

### (グラデュエーション・ポリシーの策定に当たっての留意点)

- グラデュエーション・ポリシーの策定に当たっては、教育基本法に掲げられた目的・目標<sup>3</sup>、学校教育法に掲げられた高等学校の目的・目標<sup>4</sup>、学習指導要領において示さ

---

<sup>3</sup> 教育基本法第1条、第2条

<sup>4</sup> 学校教育法第50条、第51条

れた資質・能力の3つの柱、スクール・ミッション、学校教育目標、各学校が直面する教育課題等を統一的に把握することが重要である。

- グラデュエーション・ポリシーは当該高等学校における目標としての性格を有することから、振り返りや学習評価等に活用可能とするために分析可能な内容とすることが必要ではないか。その際、目標は定量的なものに限定されず、定性的な目標も含まれることに留意が必要ではないか。

#### (カリキュラム・ポリシーの策定に当たっての留意点)

- カリキュラム・ポリシーはカリキュラム・マネジメントの基盤となるものであって、教育課程の編成という計画段階の方針にとどまらず、教育課程の実施や、その後の評価に当たっても参照されるものである。このことを踏まえれば、カリキュラム・ポリシーにおいても「何ができるようになるか」を意識した方針の設定が求められるのではないか。また、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学習評価が行われることにより、教師による評価の方針を共有することができるのではないか。
- 新しい高等学校学習指導要領において、教育課程の編成に当たっては「社会に開かれた教育課程」、「主体的・対話的で深い学び」、「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」が重要視されていることを踏まえ、カリキュラム・ポリシーに当たってもこれらの要素を意識して策定することが求められるのではないか。
- また、「論点整理」において示されたとおり、中長期的に関係機関との協働を進める観点からは、カリキュラム・ポリシーに関係機関との協働に係る内容を盛り込むことも考えられる。
- 学校においては教科教育、総合的な探究の時間や特別活動、さらには部活動等の多様な活動が行われており、こうした様々な活動が全体として相乗効果を生みながら、生徒の資質・能力を育むものとなるよう、カリキュラム・ポリシーにおいては、教育課程外の活動との関係性についても意識する必要があるのではないか。
- 高等学校段階の生徒が、人間としての在り方生き方を模索し、価値観を形成するという発達の段階にあることを踏まえて、生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考えることを通じて、キャリア発達を促したり、国家及び社会の形成者として必要な資質を育んだりすることが求められており、カリキュラム・ポリシーにおいても、こうした観点を意識する必要があるのではないか。
- 高等学校は、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等を策定することとされている。これらの全体計画等の中には、生徒への学習指導に関する事項も含まれることから、カリキュラム・ポリシーの策定に



当たっては、これらの全体計画等との関係性についても配慮する必要があるのではないか。

#### (学校評価との関係)

- 高等学校においては、学校教育法において自己評価の実施・公表が義務付けられているが、自己評価を行うに当たっては初めに具体的かつ明確な目標を適切に設定することが求められる。グラデュエーション・ポリシーにおいて示された資質・能力の育成が果たされているか、カリキュラム・ポリシーに則った取組がなされているのかについては、学校評価においても確認されることとなるのではないか。
- グラデュエーション・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを踏まえた学校評価を行い、教育課程の改善や学校組織運営の改善等につなげることによって、一貫性・継続性のある学校教育活動の改善を図ることが期待されるのではないか。

### 3. アドミッション・ポリシーについて

#### ○アドミッション・ポリシー

：各学校のスクール・ミッションや、グラデュエーション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのような生徒を受け入れるのかを示す基本的な方針となるもの。

#### (策定の意義・効果)

- 入学希望者や中学校関係者に対して、当該高等学校が期待する生徒像を分かりやすく示すことで、学校選択時の大きな判断基準の一つとなり、また、入学に向けた目標となるものではないか。
- 学校選択時の判断材料としての活用を期待する観点からは、アドミッション・ポリシーの公表は各高等学校がそれぞれに行うだけでなく、都道府県教育委員会のホームページ等で一元的に公表することも一貫性を高める取組として好ましいのではないか。

#### (アドミッション・ポリシーの策定に当たっての留意点)

- 「論点整理」において示されたとおり、アドミッション・ポリシーは、グラデュエーション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて、これらの方針に基づく教育を受ける生徒の選抜の指針としてふさわしいものとなる必要がある。
- アドミッション・ポリシーは、当該高等学校における教育を受けるに当たって必要な資質・能力を示すという側面からは、カリキュラム・ポリシーとの整合性が求められるが、生徒の資質・能力は可塑性に富むものであり、入学時において求められる資

質・能力をあまりに厳格に定めることはかえって当該高等学校における多様性を損ない、教育の質向上を妨げることにもつながりかねないのではないか。

- アドミッション・ポリシーは、中学校教育までの学習成果を各高等学校における学習に円滑に接続する観点から、中学校学習指導要領等に基づき中学校教育を通して身につけられる資質・能力を基にして策定される必要があるのではないか。

#### (入学者選抜との関係)

- アドミッション・ポリシーにおいて示される「どのような生徒を受け入れるのか」という点と整合性のある入学者選抜が行われることが必要である。
- 公立の高等学校の入学者選抜では、教育委員会が作問する統一的な学力検査問題によって学力検査が行われている例が多くあるが、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を行うという観点からは、「論点整理」において示されたとおり、各教育委員会が一定の範囲で具体的な選抜方法について各高等学校の判断に委ねるなどの工夫を行うことが考えられる。工夫の仕方としては、学力検査の実施教科や教科ごとの配点の変更、学力検査問題の学校ごとの作成、調査書と学力検査の成績の比重の変更などが考えられる。
- 推薦型入学者選抜をはじめとして、願書、自己申告書に基づき選抜を行うタイプの入学者選抜においては、記載内容に表れる生徒像がアドミッション・ポリシーに合致するかどうかという観点から判定することが求められる。

## (参考) 大学における3つのポリシーの策定

### (3つのポリシー策定の義務化の経緯)

- 大学においては、平成28年3月31日に学校教育法施行規則が改正され、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）の策定及び公表が義務化された（平成29年4月1日施行）。
- 大学における3つのポリシーの策定について初めて中央教育審議会答申に表れたのが「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日中央教育審議会答申）であり、初等中等教育との接続、また教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化の観点から3つのポリシーの策定について提言された。

#### 我が国の高等教育の将来像（平成17年1月28日中央教育審議会答申）（抄）

##### 1 「高等教育の将来像」についての基本的考え方：高等教育計画から将来像へ

##### (3) 学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色

##### (ア) 高等教育と初等中等教育との接続

- どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、どのような人材として社会に送り出すかは、その高等教育機関の個性・特色の根幹をなすものである。各機関は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反映していく必要がある。また、大学は国内外の環境の変化や激しい競争にさらされることから、このような努力を通じて、次の世代を担う者に対し、各人が学んでおくべき内容を示すという機能を果たすことも期待される。

入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー）についても、各高等教育機関が（必要に応じて分野ごとに）明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。

- その後、「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日中央教育審議会答申）、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月28日中央教育審議会答申）において再度3つのポリシーの重要性が指摘されるとともに、その内容の明確化や、教育の一貫性・体系生の確立に向けた提言が行われた。
- さらに、「新しい時代に相応しい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）。

以下「平成 26 年答申」という。)においては、各大学における個別選抜改革を推進する観点から、各大学の入学者選抜の設計図であるアドミッション・ポリシーの充実が不可欠であり、また、大学教育を通じて学生にどのような力を身に付けさせて卒業させるか、そのためにどのような教育を実施するか、教育を実施するに当たってどのような学生を受け入れるのかという一貫した観点から、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一体的な策定を法令上位置付けるよう検討することとされた。

- 平成 26 年答申において、大学における 3 つのポリシーの法令上の位置付けを検討することと提言されたことを受けて、文部科学省においては平成 27 年 1 月 16 日に「高大接続改革実行プラン」を取りまとめ、平成 27 年度中を目途に関係法令を改正してアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一体的な策定を義務付ける方針を示した。
- また、「高大接続改革実行プラン」に基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討を行うために高大接続システム改革会議が開催され、その「中間まとめ」(平成 27 年 9 月 15 日)において 3 つのポリシーの重要性とその策定を法令上義務付けることについて改めて確認されるとともに、3 つのポリシーの一体的な策定・運用に当たって参照すべきガイドラインを策定することが提言された。
- ガイドラインについては、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において検討され、平成 28 年 3 月 31 日に『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」として取りまとめられた。

### (3 つのポリシー策定の義務化、ガイドライン策定に係る大学教育部会での議論)

- 3 つのポリシーの策定・公表の義務化、ガイドラインの策定に関して審議を行った平成 27 年度の中央教育審議会大学分科会大学教育部会においては、大学関係者からの 3 つのポリシーに係る各大学での策定・運用の現状等に関するヒアリングを含め、計 7 回の議論が行われた。

○沖裕貴氏(立命館大学教育開発推進機構教授)からのヒアリング

(平成 27 年 10 月 16 日 第 38 回大学教育部会)

(御発表内容抜粋)

- ・ 3 つのポリシーの策定とは、大学の理念や精神から具体的な DP を通して、計画的なカリキュラムの設計(CP)、個々の授業の実施と成績評価に至る「学士課程教育の一貫性構築」の営みである。

- ・学長や教学担当副学長（教学部長）を中心とした全学的な策定方針、支援体制が必要である。
- ・DP と各科目の位置付けは、シラバス点検や科目担当者会議における日常的な FD、シラバス執筆要領などで常に意識付けを図ることが大事である。

○川嶋太津夫氏（大阪大学高等教育・入試研究開発センター長）からのヒアリング  
（平成 27 年 10 月 16 日 第 38 回大学教育部会）

（御発表内容抜粋）

- ・大阪大学において三つのポリシーを検討するに当たっては、法人化を契機に全学的に制定された大阪大学の教育目標を出発点とした。
- ・三つのポリシーを策定する意義の一つは、教学マネジメントのインフラストラクチャーであるということ。二つ目は、高校生が大学、あるいは学部・学科を選ぶための情報提供であるということ。三つ目は、このようなポリシーを制定するプロセスにおいて、教員にとって自分たちがやっている教育はどういう目的で、どうい内容でやっているのかということのを省察することになる。

○濱名篤氏（関西国際大学長、学校法人濱名学院理事長）からのヒアリング  
（平成 27 年 11 月 24 日 第 39 回大学教育部会）

（御発表内容抜粋）

- ・関西国際大学では、3つのポリシーの改正ガイドラインを策定し、学内で共有している。ポイントとしては、三つのポリシー基本となるのは学則であること、2番目のポイントとして、アセスメント可能なポリシー作成を行うこと。その上で、3つのポリシーの策定手順を定めている。
- ・三つのポリシーは測定可能なものにし、その結果を大学自らが説明する責任を負うのであり、認証評価というのはそれがきちんとできているかどうか問われるものであるべきだ。

（注：3氏の肩書きは当時のもの）

- なお、累次の提言等を受け、3つのポリシーの策定義務が法令上位置付けられる以前から各大学では3つのポリシーの策定が進められており、当時、アドミッション・ポリシーについては 100.0%、カリキュラム・ポリシーについては 78.7%、ディプロマ・ポリシーについては 79.0%の大学において大学全体としての各ポリシーが定められていた。
- 3氏のヒアリングを含めて、大学教育部会における主な議論は以下のとおりである。高等教育機関である大学における3つのポリシーに関する考え方は、高等学校にお

るスクール・ポリシーの考え方にそのまま妥当するものではないが、検討に当たって参考にされるものと考えられる。

(3つのポリシーの策定について)

- ・三つのポリシーやそれに基づく大学教育の具体的な内容については、各大学の建学の精神や機能の在り方を考えた上で、各大学が主体的に考えていくべき。
- ・三つのポリシーの策定の最終目標は、大学における教育の質の向上や、それによる学生の学修成果の向上である。
- ・三つのポリシーの策定は、大学の理念や建学の精神から、具体的なディプロマ・ポリシーを通して、計画的なカリキュラムを設計し、個々の授業の実施と成績評価に至る「学士課程教育の一貫性構築」の営みである。
- ・学長や教学担当副学長を中心とした全学的な策定方針、あるいは支援体制が必要。
- ・エビデンスベースで議論するために、教育 IR チームのような組織が必要。
- ・三つのポリシーの策定単位は学位プログラムとすべき。
- ・全学単位でもポリシーを策定する大学もあり、一大学で複数のポリシーを策定していることが分かるようにすべき。
- ・「一体的な策定」のためには、まずディプロマ・ポリシーを検討し、それを踏まえてカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定するという方法が適切である。

(各ポリシーの内容について)

- ・アドミッション・ポリシーでどういうレベルを要求するのかを示し、入学後はどういうところを補っていくのかをカリキュラム・ポリシーで示し、どういう人材が育つのかをディプロマ・ポリシーで示すべき。
- ・ディプロマ・ポリシーは、個々の授業科目の学修成果を総合したもので、学修成果が測定可能であることはもちろん、ディプロマ・ポリシーも測定可能でなければならない。
- ・均質な人材育成ではなく、多様な人材育成を大学教育で行うことを意識する必要がある。
- ・計画的な教育プログラムとは、ディプロマ・ポリシーと個々の科目の関係性、整合性、体系性を整理した教育プログラムであり、カリキュラム・ポリシーの本質になる。
- ・「学力の3要素」は重要であり、これを踏まえ、かつ各大学がどういう学生を必要としているのかに基づいて入試の在り方を考えるべき。

(3つのポリシーの運用について)

- ・三つのポリシーを作っただけでは駄目で、それを動かして実体化していくことが重要。自己点検・評価においても、これが実体化をされているかどうかを評価すべき。

- 大学教育に組織的に取り組むためには、学士課程教育に携わる全ての教職員がディプロマ・ポリシーや他の科目の到達目標、位置付けを意識して取り組む必要がある。
- 学生の学修成果を評価する際には、定量的評価と定性的評価の両方を組み合わせて評価することが必要。
- 三つのポリシーは常に見直しが必要で、教育を日々動かしながらも、学生や受験生に理解されやすいよう、またその達成度の評価がしやすいよう改訂していかなければならない。